

さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、廃棄物の適正処理、地域生活環境の保全を推進するため、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（以下、「協会」という。）が管理・運営する「さいたま環境整備事業推進積立金」（以下、「積立金」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、協会が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 積立金の拡充事業

(2) 協会が県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条で定める市以外の市町村に協力して実施する原状回復・保全事業に積立金の一部を取り崩した場合に、当該取崩し額に相当する額を積み立てる事業

(補助額)

第3条 前条の事業に対する補助額は、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、積立金にかかる事業計画書及び歳入歳出予算書とする。

2 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算交付)

第7条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

(状況報告)

第8条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、歳入歳出決算（見込み）書を添付しなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第11条 規則第13条の報告期限は、当該年度の3月31日とする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(積立金の取崩し)

第13条 協会は、積立金を取り崩すときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。

2 協会は、積立金を取り崩して経費に充てた事業が完了したときは、当該事業の成果を事業完了後速やかに知事に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 協会は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金交付申請書

第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

事業所の所在地
名 称
代表者の氏名

下記により、さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施期間
- 4 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 歳入歳出予算書

年度さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった、さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金について、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

補助金等の交付手続等に関する規則及びさいたま環境整備事業推進積立金助成補助金交付要綱の定めによるほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号の申請書記載のとおりであること。
- (2) 実績報告書は、定められた期日までに提出すること。
- (3) 事業計画を変更する場合は、あらかじめ知事と協議すること。

様式第3号（第9条関係）

年度さいたま環境整備事業推進積立金に係る補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業所の所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたさい
たま環境整備事業推進積立金に係る補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関
する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類
年度歳入歳出決算（見込）書

様式第4号（第12条関係）

年度さいたま環境整備事業推進積立金助成補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度さいたま環
境整備事業推進積立金助成補助金については、 年 月 日付け 第
号で報告のあった実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

確定金額 金 円